

山野美容芸術短期大学履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 山野美容芸術短期大学（以下「本学」という。）学則第23条第2項に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修に関し必要な事項を定める。

2 美容師養成課程については、別に細則を定める。

(授業時間割)

第2条 授業時間割は、学年の始めに公示する。

第2章 履修

(履修の手続き)

第3条 学生は、学年の始めに、履修しようとする科目について所定の様式により履修登録をしなければならない。

2 履修登録後、指定した期間内に限り履修科目を変更することができる。

3 履修登録の手続きがなされないときは、科目の履修及び単位の修得はできない。

4 山野美容芸術短期大学学則（以下「学則」という。）第32条に規定する長期にわたる教育課程の履修の手続きについては別に定める。

5 年間の履修上限単位数は45単位とする。但し、特別の事情があると判断される場合に限り、教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が上限の変更を認める場合がある。

(履修方法)

第4条 各科目の履修方法は次のとおりとする。

2 必修科目及び指定された科目は、当該年度において優先的に履修するものとする。

3 選択科目は、公示された時間割に示された学年又は学期において選択履修することを原則とする。

4 削除

(卒業要件単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、学則第25条に定める単位数とする。

2 削除

3 削除

第6条 削除

第6条の2 削除

(既修得単位の認定)

第7条 学生から他の大学等において修得した単位等について学則第29条、第30条及び第31条により本学における科目の履修単位として認定の申請があった場合は、教務委員会において内容を審議し、教授会の議を経て、学長が認定する。

2 削除

3 削除

第8条 削除

2 削除

第8条の2 削除

第9条 削除

(選択科目の受講制限等)

第10条 選択科目については、教室の都合等により受講人数の制限を行うことがある。

2 履修登録者が著しく少数の場合には、翌年度に開講することがある。

(履修の禁止)

第11条 次の各号に該当する場合には、その科目の履修を認めない。

(1) 同一時限に重複して履修すること。

- (2)すでに単位を修得した科目と同一の科目を再び履修すること。

第3章 試験

(受験資格)

第12条 学生は、あらかじめ履修登録した科目以外の科目は受験することができない。

2 次の各号の一に該当する者は、受験資格を失う。

- (1)履修科目の出席時間数が、当該科目の学則に定める授業時間数の5分の4に該当しない者。但し、止むを得ない特別な事情があると考慮される場合に限り、学科長・コース主任又は単位認定者の裁量により該当学生の受験資格を認めることがある。

- (2)当該期の授業料等学納金を納入していない者。但し、延納・分納等の願出が受理され、その内容が履行中である者を除く

(試験)

第13条 試験は、第3条第1項の規定により履修登録した科目について、学期末に行う。ただし、科目によっては、担当教員が必要と認める適宜の時期に行うことがある。

2 試験は、筆記試験、実技試験、論文、レポート又はこれらの併用によって行う。

3 試験の実施については、別に定める山野美容芸術短期大学試験実施要項の定めるところによる。

4 試験の日程、時間及び場所等は、その都度公示する。

(試験の規律)

第14条 試験について学生の遵守すべき事項は、その都度指示する。

(追試験)

第15条 病気、事故等、別に定めるやむを得ない事由により試験を受験できなかった科目については、追試験（欠席者試験）を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、原則として当該科目の定期試験終了後一週間以内に、所定の追試験受験願にその理由を証明する書類を添えて、願い出て許可を受けなければならない。

3 前項の期間内に願い出のない場合は、受験放棄とみなし不合格とする。

4 前3項のほか、第12条及び第13条を準用する。

(再試験)

第16条 第13条及び前条において不合格となった科目については、再試験（不合格者試験）を行うことがある。

- 2 再試験を受験しようとする者は、原則として再試験対象者発表後、当該試験受験前までに、所定の再試験受験願に別に定める手数料を添えて願い出て許可を受けなければならない。

3 前項の期間内に願い出のない場合は、受験放棄とみなし不合格とする。

4 前3項のほか、第12条及び第13条を準用する。

(不正行為)

第17条 不正行為があった場合は、その試験科目の成績評価は無効とする。

2 不正行為以後の試験の受験は認めない。

3 不正行為を行った者については、学則によって処分する。

第4章 成績評定及び単位の授与

(成績の評定方法)

第18条 履修科目の成績は、試験、追試験又は再試験の成績を主とし、出席状況、平常の学習状況及び中間試験の成績等を加味して各科目担当者が評定する。

(成績評価基準)

第19条 成績評価の基準は、60点以上を合格とし、次のとおりとする。

合否	評価	基準点	基準
合格	A	100～90	学習到達目標を卓越した水準で達成している
	B	89～80	学習到達目標を優れた水準で達成している

	C	79～70	学習到達目標を達成している
	D	69～60	学習到達目標を最低水準で達成している
不合格	F	59～ 0	学習到達目標に達していない
	X	*	出席が学則に定める授業時間数の5分の4に満たない、試験不受験等、単位修得の意志が認められないと担当教員が判断した場合

2 追試験の評価は、80点を上限とする。

3 再試験の評価は、69点を上限とする。

(単位の授与)

第20条 前条の評定で合格した者には学則第23条第1項に基づき所定の単位を与える。

(除籍になった者の単位)

第21条 学則第20条第3号の規定により除籍された者については、当該未納期間に係る単位は認定しない。

(既修得単位等の評価)

第22条 第7条及び第8条により認定された科目の単位の評価は、「認定」と表記し記載する。

第5章 再履修等

(再履修)

第23条 第13条、第15条及び第16条により不可と判定された科目が卒業要件としての必修科目である場合には、当該科目を再履修しなければならない。

2 削除

(下級年次の授業科目の履修)

第24条 下級年次の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学生の空き授業時間で、当該授業の教室、配布教材等に余裕がある場合に限り履修を認めることがある。ただし、上級学年の科目及び、学科生の専攻科科目の履修は認めない。

2 前項の履修を希望する者は、所定の手続により指定期日までに履修登録をし、許可を受けなければならない。

3 履修希望者が受入可能者数を超えた場合は、当該授業の担当教員が適宜選考を行う。

4 削除

5 削除

(規程の改正)

第25条 この規程の改正は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

山野美容芸術短期大学履修内規は廃止する。

山野美容芸術短期大学授業科目に関する既修得単位の認定内規は廃止する。

山野美容芸術短期大学成績の評価基準並びに入学前の既修得単位の認定等取扱の要項は廃止する。

附 則

この規程の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、別表第1、第2、第3及び別表第4は平成12年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、別表第1、第2及び別表第3は平成13年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、別表第1、第2及び別表第3は平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、及び別表第3は平成16年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、及び別表第3は平成16年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、別表第2及び別表第3は平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、別表第2及び別表第3は平成18年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、別表第2及び別表第3は平成19年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2、別表第1、別表第2及び別表第3は平成20年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前の入学者はなお従前の例によることができる。

附 則

この規程の一部改正は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、別表第1は平成22年度入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

2 改正後の第20条及び第21条の規定は前項但書の規定に関わらず、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成29年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、令和2年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、令和3年度入学以前の入学者はなお従前の例による。

別表第1 削除

別表第2 削除

附 則

この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、令和6年度入学入学者より適用する。

附 則

この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。